

平成 30 年 5 月 21 日

## 新設分割公告

債権者各位

福岡市中央区大手門一丁目 1 番 12 号  
三井松島産業株式会社  
代表取締役社長 天野 常雄

当社は、平成 30 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 30 年 10 月 1 日を効力発生日として、新設分割により新設する三井松島産業株式会社（本店所在地 東京都品川区東品川 4 丁目 12 番 6 号）に対して、当社の石炭販売事業及びそれに付随する事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので、公告いたします。

なお、当社は会社法第 805 条の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに新設分割を決定しております。

また、当社は効力発生日をもって、商号を「三井松島ホールディングス株式会社」に変更いたします。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出ください。なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、次のとおりです。

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,115	流動負債	4,127
固定資産	30,431	賞与引当金	45
有形固定資産	7,229	流動負債その他	4,081
無形固定資産	15	固定負債	8,059
投資その他の資産	23,186	退職給付引当金	89
		固定負債その他	7,969
		負債合計	12,186
		株主資本	20,867
		資本金	8,571
		資本剰余金	6,219
		(資本準備金)	(6,219)
		利益剰余金	6,075
		(利益準備金)	(460)
		(その他利益剰余金)	(5,615)
		(うち当期純利益)	(915)
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	1,492
		その他有価証券評価差額金	275
		土地再評価差額金	1,217
		純資産合計	22,360
資産合計	34,546	負債・純資産合計	34,546

以上